

○岐南町提案型協働事業補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働のまちづくりを推進し、地域の多様な課題を解決するため、新たな発想及び手法を提案し、町と協働して主体的に事業を行うものに対し交付する岐南町提案型協働事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、町と目的を共有する団体等が、それぞれの特性や立場を尊重し、協力して行う取組をいう。

2 この要綱において「まちづくり」とは、岐南町総合計画を実現する活動及びその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。

(補助対象団体等)

第3条 補助の対象となる団体等は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に活動拠点を有し、自主的にまちづくりに貢献する活動を行うものであること。
- (2) 町民を含む5人以上で構成された団体等であること。
- (3) 組織の運営に関する定款又は会則等があること。
- (4) 事業の責任者が特定され、事業の成果報告ができること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、町長が定める分野に基づき、団体等が具体的な提案を行い実施する事業又は団体等の自由な発想により提案を行い実施する事業であって、次の各号に掲げる内容の全てを含まなければならない。

- (1) 町内において行われる公益的な事業であり、地域の課題の解決につながる事業であること。
- (2) 具体的な効果及び成果が期待でき、町民サービスの向上が図られる事業であること。
- (3) 町と団体等との役割分担が明確かつ妥当であり、町と協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- (4) 団体等の先駆性、専門性、柔軟性等の特性を生かした新たな発想による事業であること。

(5) 予算等の見積が適正であり、提案した団体が実施する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

(1) 営利を目的としたもの

(2) 特定の個人又は団体が利益を受けるもの

(3) 宗教、政治又は選挙活動に関するもの

(4) 実施を伴わない提案を内容とするもの

(5) 国、地方公共団体及びその他外郭団体から当該事業に対し助成等を受けているもの

(6) 公序良俗に反するもの

(7) その他町長が不相当と認めるもの

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる実施期間は、交付決定を受けた当該年度の4月1日から翌3月31日までの間とし、通算3年を限度とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、補助の対象としない。

(1) 団体等の維持に係る経常的な経費

(2) 団体等の構成員に対する報償費及び謝礼

(3) その他補助することが適当でないと認められる経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の規定による経費の総額から事業収入を除いた額又は町長が定める額のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第8条 補助を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、町長が定める期限までに岐南町提案型協働事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 構成員名簿

(3) 定款又は会則等

(4) その他町長が必要と認める書類

(審査及び評価)

第9条 町長は、前条の規定による申請の内容を審査し、かつ、事業の評価を行うため、岐南町提案型協働事業補助金認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

（交付の決定）

第10条 町長は、審査会の審査に基づき、補助金の交付を決定したときは岐南町提案型協働事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の不交付を決定したときは岐南町提案型協働事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、当該事業内容を変更し、又は中止する場合には、岐南町提案型協働事業補助金変更等申請書（様式第5号）に事業計画書（様式第2号）を添付して町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、承認の可否を決定し、岐南町提案型協働事業補助金変更等決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、町長が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行の状況を町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、事業終了の日から30日以内に岐南町提案型協働事業補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第8号）
- （2） 補助事業の経費に係る領収証の写し
- （3） 補助事業の実施内容が分かる写真、資料等
- （4） 金銭出納簿の写し
- （5） その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第14条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告書の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、岐南町提案型協働事業補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときには、岐南町提案型協働事業補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、当該補助金の概算払をすることができる。この場合において、補助事業者は、岐南町提案型協働事業補助金概算払請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助事業を実施しなかったとき。

(3) 申請の内容と事実が著しく異なったとき。

(4) その他町長が補助金の交付が適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、岐南町提案型協働事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されている場合又は交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、岐南町提案型協働事業補助金返還命令通知書(様式第13号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(実施状況等の公表)

第19条 町長は、第13条の規定により報告があったときは、補助事業の実施状況について公表するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第16号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第75号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第39号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。